

## 令和4年度宇多津町太陽光発電設備導入可能性検討業務 仕様書

本仕様書は、宇多津町（以下、「本町」という。）が行う「令和4年度宇多津町太陽光発電設備導入可能性検討業務（以下、「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

### 1. 業務名称

令和4年度宇多津町太陽光発電設備導入可能性検討業務

### 2. 業務の目的

昨年4月、国は2030年度の温室効果ガスの排出削減目標を2013年度比で46%減とする削減目標を掲げた。これまでの削減目標から大幅な上積みとなり、本町の事務事業に係る削減目標をも上回るものである。こうした状況を踏まえ、本町では2050年度までに二酸化炭素排出実質ゼロの実現を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を令和3年9月10日に行い、実現に向けて事務事業におけるエネルギー使用を、再生可能エネルギーに転換していくことが必要となってくる。

そこで、2050年度の二酸化炭素排出実質ゼロの達成に向けて、再生可能エネルギーの中でも実効性の高い太陽光発電等の導入を加速化させるため、まずは率先して本町の公共施設に太陽光発電等を導入していくことを目的に、導入可能性調査を実施する。

なお、実施にあたっては、現在策定中の「宇多津町再生可能エネルギー導入ビジョン」との整合に考慮する。

### 3. 業務の内容

#### (1) 計画準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

#### (2) 課題・目的等の整理

既存計画における位置づけを整理するとともに、本町における公共施設への太陽光発電導入の意義やロードマップ（段階的な導入目標量）を設定する。

#### (3) 対象施設のスクリーニング調査

本町の公共施設を対象に、重点施設の抽出を行うため、スクリーニング調査を行う。スクリーニングを行う方法は、提案により決定する。

※参考として、本町の公共施設等総合管理計画【改訂版】（令和4年3月改訂）に示す建物系公共施設は76施設である。

- (4) 重点施設の抽出及び調査  
スクリーニング結果を踏まえ、重点施設を 10 施設程度抽出する。抽出した施設について、資料調査及び現地調査を行う。
- (5) 発電量、導入可能量等の算定  
上記の重点施設（10 施設程度）を対象に、設置想定場所に応じた発電量を算定する。また、太陽光発電設備や蓄電池等の設置規模、施設の電気使用量等を考慮し、自家消費を想定した施設ごとの導入可能量を設定する。
- (6) 個票の作成  
重点施設を対象に、業務内容（3）から（5）までの調査結果に基づき、重点施設ごとに個票を作成する。個票は、調査項目が一括で閲覧や比較ができるものとする。
- (7) 基本計画（概略設計）  
調査の結果、導入効果の高い上位 3 施設程度について、基本計画を検討し、実施設計のための基礎資料を作成する。
- (8) 導入スキーム等の検討  
本町の公共施設において、太陽光発電設備等の効果的・効率的な導入を図るための導入スキームを検討する。また、地元経済効果、社会にもたらす効果等について検討する。
- (9) 事業採算性の検討  
導入に関する概算費用の算出とともに、維持管理費、将来の撤去費または更新費について概算費用を調査する。また、発電量をもとに光熱費の削減効果と二酸化炭素削減効果を算出する。
- (10) 打合せ協議及び報告書の作成  
打合せ協議は 3 回程度とし、初回、納品時のほか、必要に応じて適宜実施する。打合せ協議の内容は、打合せ記録簿として受託者がとりまとめ、本町及び受託者が確認のうえ双方が保管するものとする。また、調査結果を報告書として取りまとめる。

#### 4. 履行期間

契約締結日から令和 5 年 2 月 15 日まで

#### 5. 成果品

- (1) 成果品は次のとおりとする。

① 業務報告書	2 部
② 業務報告書 概要版	2 部
③ その他関連資料	1 式
④ 上記データを格納した電子データ（CD-R）	1 部
- (2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本町が保有するものとする。

- (3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

## 6. その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、本町と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けることとする。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却することとする。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧することとする。
- (4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定することとする。
- (5) 本業務は、環境省補助事業である「令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援（第1号事業の3）」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で業務を遂行することとする。